

## 第1章 移動円滑化の基本理念と基本方針

### 1. 基本構想を策定する背景・理由

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速な高齢化が進展し、また、ノーマライゼーションの考えが広まる中、高齢者、身体障がい者等を含む、誰もが安心して活動し社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。こうした社会状況を受けて、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が制定され、さらに平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が制定されました。平成18年12月20日には、これら2つの法律を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定され、身体障がい者に限らず全ての障がい者や妊婦、けが人なども含め、また、心のバリアフリーも対象とし、駅を中心とした地区や、さまざまな人が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進することとなりました。

見附市においても、他都市と同様に高齢化が急速に進展する中、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備改善が求められております。また、環境や健康づくりの観点からも、クルマに頼らない移動環境の整備の必要性も高まっております。

そこで、これらの取り組みを推進するため、行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、「見附市バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者や障がい者をはじめあらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めます。

### 2. 移動円滑化の基本的考え方

#### (1) 基本理念

本市の基本理念である「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」の実現に向け、物理的、情報面、意識上などのバリア（障壁）をなくすことにより、だれもが安全で快適に暮らせるまちを目指し、市民、民間事業者、行政がそれぞれの責務を果たしながら、協力し合いバリアフリーのまちづくりを推進します。

#### (2) 基本方針

①だれもが利用しやすいバス・鉄道を目指します。

バス・鉄道は、見附市に来られた方、日常的な交通手段として利用している方にとって、安全で利用しやすいことが求められます。

このため、バス・鉄道において、だれもが安全に快適に利用できる車両や駅構内の段差解消などバリアフリー化を推進します。

②安全で快適に移動できるまちを目指します

日常生活における移動のネットワークの形成を目指し、道路、駅前広場、通路

等の一般交通用施設や建物などの生活関連施設においても、すべての人に利用しやすい施設となるよう整備改善を進めます。

道路を一例にあげれば、段差や勾配の解消、歩行幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全で快適に移動できるまちの実現を目指します。

### ③市民、事業者、行政の協働によりバリアフリー化を推進します

だれもが安全で快適に移動できるまちをつくっていくためには、市民、事業者、行政の協力と連携が不可欠であり、高齢者や障がい者等の意見を反映させるため、計画段階からの参加が重要となります。また、移動ネットワークを効果的に形成するためには各行政機関及び関係事業者の役割を明確にし、連携や調整を図りながら整備を進めていく必要があります。

## 3. 構想の期間

平成22年度から平成31年度の10年間とします。なお、上位計画の改正や社会情勢の変化などによりこの計画の見直しが必要になった場合は、見直しを行います。

## 4. 基本構想の位置づけ

本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第4次見附市総合計画」や「見附市都市計画マスタープラン」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画との整合を図り、策定するものです。

表 上位計画・関連計画

分野	計画名称	策定時期
総合	見附市：第4次見附市総合計画	H18.3
建設・土木	見附市：見附市都市計画マスタープラン	H10.6
医療・福祉	見附市：見附市障がい者計画	H19.3
公共交通	見附市：見附市地域公共交通総合連携計画	H20.3

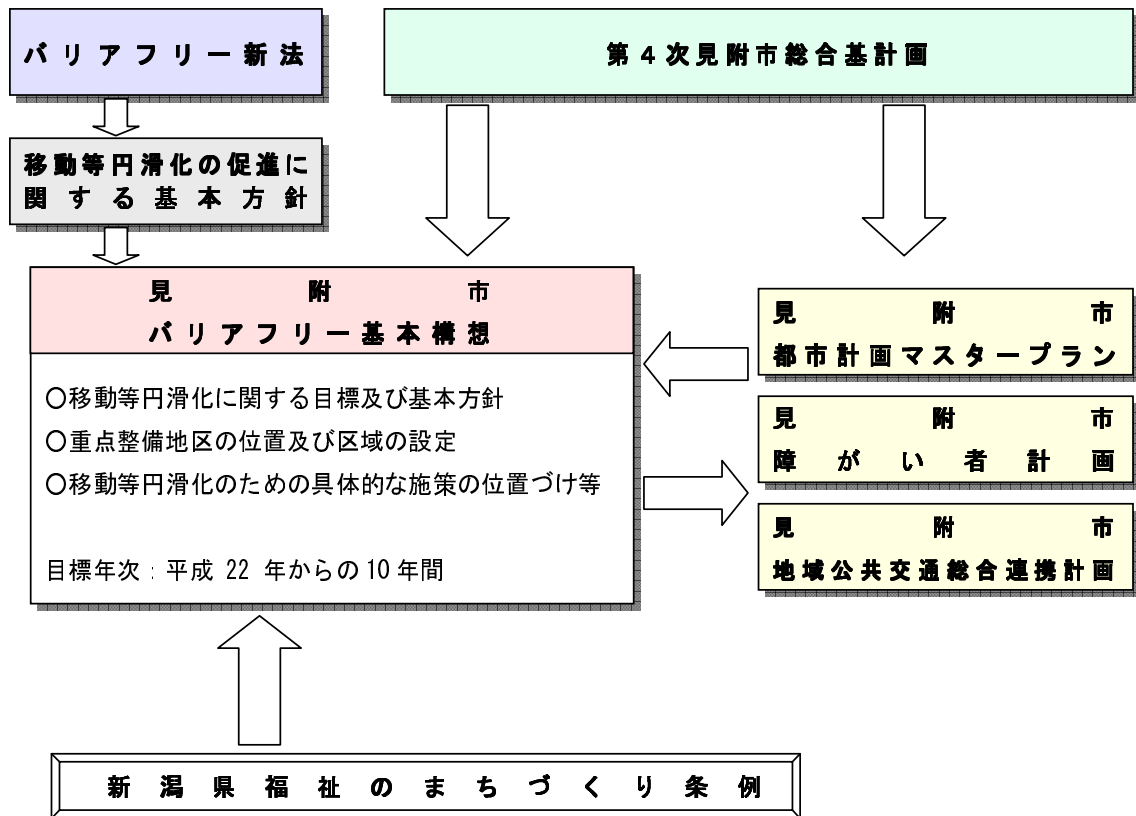


図 上位計画・関連計画との関係